２０２１年９月３日

福島県知事

　内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長　神山　悦子

副団長　宮川えみ子

幹事長　宮本しづえ

政調会長　吉田　英策

副幹事長　大橋　沙織

**２０２１年９月定例県議会に関する申し入れ**

**はじめに**

新型コロナウイルス感染症の第５波は、１年半に及ぶコロナ禍の中でもこれまでに経験したことのない感染拡大となっています。緊急事態宣言は21都道府県、まん延防止等重点措置は12県、全国の７割にあたる33都道府県が対象となりました。８月後半の全国の新規感染者数は連日２万人を超え、重症者、自宅療養者は過去最多を更新、災害レベルの事態です。今夏のオリンピック開催強行が、国民への自粛の呼びかけと矛盾したメッセージとなり、人流増加、感染爆発を招いた最大の要因で、まさに菅政権による「人災」です。自宅療養者が適切な医療を受けられないまま死亡する事例が全国で相次ぎ、救えるはずの多くのいのちが失われ続けている中、菅首相は「明かりが見え始めている」と述べ、現状に対する危機感、責任感欠如の姿勢をあらわにしました。

日本共産党は先月19日、「コロナから命を守るための緊急提案」を行い、①全ての患者への必要な医療提供、②大規模検査、③パラリンピックを中止し、命を守る対策への力の集中を強く求めています。憲法に基づき直ちに国会を開き、必要な予算措置を行うべきです。

県内では、中核市３市に「まん延防止等重点措置」が適用され、全県に県独自の非常事態宣言が発出中です。飲食店をはじめ苦境に立つ全ての事業者への直接支援は待ったなしです。先月12日、１日あたりの新規感染者が過去最多の230人を記録、その後も中核市を中心に感染拡大が続き、２日発表で累計感染者は8,858人、自宅療養者は481人（8/29現在）、入院者を大きく上回る状況で推移しています。これまでのウイルスとは格段に感染力の強いデルタ株への置き換わりと学校再開を踏まえ、子どもたちの集団感染を防ぐためのあらゆる方策を講じる必要があります。党国会議員団文部科学部会は先月25日、学校再開にあたっての緊急提案を行い、分散登校やオンライン授業などの柔軟な対応、常時換気と不織布マスクによる教室のエアロゾル対策、クラスター対策と広範かつ頻回に検査することなどを求めました。

原発汚染水をめぐり、国と東京電力は、海底トンネルを新設し沖合に海洋放出する計画を発表しましたが、海洋放出方針決定そのものに県民は納得していません。県として撤回の立場を明確に表明すべきです。また与党の「復興加速化10次提言」に基づき、政府は先月31日、2020年代に帰還困難区域の避難指示を解除する方針を正式に決定しました。しかし、地元首長などからは「帰還困難区域全域除染の見通しが示されていない」との指摘がでており、全域での除染を前提とすべきです。７月の浪江津島訴訟の地裁判決でも、国と東京電力の加害責任が断罪されました。加害者である国・東京電力は被災県民に真摯に向き合い、加害者責任を果たすよう県として求めるべきです。

このほど、国連の気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）が第６次報告書を公表、「人間による経済活動が地球温暖化の原因であることは疑う余地がない」としています。日本共産党は１日「気候危機を打開する2030戦略」を発表、省エネの徹底と再生可能エネルギーの飛躍的普及を組み合わせることで、2010年比でＣＯ2を30年度までに50～60％削減することは可能とし、そのための道筋を提起しました。各国が温室効果ガスの削減目標をさらに引き上げ、地球が直面する危機打開のため直ちに行動する時です。しかし菅政権は、「2050年カーボンゼロ」を掲げたものの、そもそもの目標が低く、石炭火力発電と原発の存続に固執しています。

核兵器禁止条約が今年１月に発効する中、禁止条約に背を向け続ける日本政府の態度が改めて問われています。中東では、アフガン政権が崩壊し、タリバン統治が復活しましたが、軍事対軍事の強行路線はテロ問題の解決にはならないことを示しています。国際社会はこの教訓を踏まえ、国連を中心とした国際法にもとづきテロ犯罪を根絶するという原点に立ち返って行動することを強く求めるものです。

総選挙が目前に迫っています。いのちと暮らし、生業を守る政治への転換が今ほど求められている時はありません。県もこの立場で県民のいのちと暮らしを守るために、国待ちではなく、考え得るあらゆる方策をとるよう求めるものです。

以上の観点に立ち、９月定例県議会に関し下記の項目について要望します。

**一、いのちを軽視する菅政権からケアに手厚い福祉型県政への転換を**

１、「いのち最優先」に、国の責任で安全・確実なワクチン接種と大規模な社会的ＰＣＲ検査を一体で実施し、コロナ感染者を原則自宅療養とする国の方針を撤回すること。また、医療資源を最も効率的に活用できる臨時の医療施設を大規模に確保・設置するよう国に求めること。同時に、県としてもこれらを実施すること。

２、国の新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金は、今年度に入り事業者支援分が一部先行配分されたものの、昨年度からの繰り越しで対応しているため、県・市町村では十分なＰＣＲ検査ができないなど財源不足は必至である。デルタ株による感染爆発という新しいステージに対応できるよう、陽性者の受け入れの有無にかかわらず医療機関への減収補填を含め、感染拡大防止対策に十分な財政措置を国に求めること。

３、１年半に及ぶコロナ禍で困窮を極めている県内事業者と県民を支援するため、国の持続化給付金と家賃支援給付金の再給付、雇用調整助成金・休業支援金の大幅な期間延長を国に求めること。子どもの感染拡大をふまえ、学校休業等に伴う保護者の休業支援金の再給付と制度の拡充を国に求めること。

４、コロナ禍の下でも大幅な収益を上げ過去最大の484兆円の内部留保金を保有している大企業に対する法人税率を引き上げるとともに、富裕層への課税を強化すること。

一方、コロナ禍で苦しんでいる県民や中小零細事業者への直接の減収補填を行い、消費税率の５％減税とインボイス導入の中止、最低賃金を全国一律時給1,500円に引き上げ、正規雇用化を図るよう国に求めること。コロナ禍で収入減少し生活が困窮している世帯への支援金の再給付を国に求めること。

５、新型コロナ以前から不足していた本県の医師不足と医療提供体制の脆弱さが、コロナ禍で顕在化している。医師の確保・養成・定着に本気で取り組み、呼吸器内科、産科・小児科、難病などの専門医を増やすこと。また、臨調行革路線で半減した保健所と県衛生研究所の体制強化および職員の大幅増員を図ること。

６、多くの女性労働者が担っている介護職員、保育士、学童クラブ支援員の職員不足が慢性化しているが、他産業に比べて報酬が月額10万円以上も低いことから大幅な賃金引き上げを行い、この分野の職員を増員すること。

７、エッセンシャルワーカーの医療従事者、保健師、教職員、介護・福祉施設職員の正規化を図ること。

８、県民の命を守ることを最優先に新型コロナ感染症対策を図るため、新型コロナ対策本部体制を見直し、専任職員による体制強化を図ること。

９、本県の復興については、避難者置き去りで先端産業や大型開発優先・惨事便乗型の復興事業を見直し、避難者の生活と生業の再建、ふるさとの再生など「人間の復興」を基本とすること。

10、県の新総合計画は、新型コロナ禍で脆弱さが浮き彫りになった本県の医療・福祉体制を充実・強化し、ケアに手厚い県政へ転換を図ること。原発ゼロと汚染水の海洋放出撤回、人類の危機が迫る気候変動対策に今後10年間の本気の取組みを明記するとともに、ジェンダー平等の実現を打ち出すこと。

11、戦争する国づくりをめざす菅政権の下で、防衛費を８年連続過去最大規模の約5兆5千億円の要求額を計上しているが、今、政府が優先すべき課題は新型コロナ感染症から国民の命を守ることである。防衛費を大幅削減し、新型コロナ対策にこそ予算を計上するとともに、憲法９条の改憲策動中止を国に求めること。

12、今年1月22日、国連で被爆者と人類の悲願である核兵器禁止条約が初めて発効されたが、唯一の戦争被爆国の日本政府が未だに署名も批准もしていない。世界に恥ずべき態度を改め、この条約に署名・批准するよう政府に強く求めること。

**二、コロナ感染症はデルタ株が主流となる新たな局面を踏まえ、県民の命を守るあらゆる対策を**

**（１）検査体制の強化**

１、県内でもデルタ株による感染が９割を超し主流となっているが、ラムダ株が国内に入ってきたこと、デルタ株とアルファ株が合わさった新たな変異株も報告されており、県としてコロナウイルスのゲノム解析を強化し新たな変異株の検出、確認を早期に可能とする体制をとること。そのため、福島医大ＴＲセンターの協力を求めること。

２、コロナ感染が無症状感染者により感染が拡大している現状から、県として希望する全ての県民を対象にした社会的ＰＣＲ検査を実施すること。感染急拡大地域については、優先的に実施すること。

３、感染者が出た施設では、濃厚接触者の特定に時間をかけるのではなく、職員、児童生徒、利用者全員に直ちにＰＣＲ検査を実施しクラスター化を早期に防止すること。検査の方法は、検体採取が容易な唾液によるＰＣＲ検査とすること。

４、ＰＣＲ検査能力があるにもかかわらず、感染者の増加に比して県内のＰＣＲ検査数が余りに少ない。濃厚接触者や接触者を幅広く捉えて検査を実施すること。

５、感染者の増加により、濃厚接触者や接触者の把握、在宅療養者の状態確認と業務量が一段と増加している保健所の職員を増員するとともに、必要に応じて中核市保健所への支援を行うこと。

**（２）感染者はもとより県民の命を守る医療提供体制の確立を**

１、感染爆発は災害レベルの対応が求められているとの専門家の指摘を踏まえ、県民の命最優先にあらゆる対策を講じること。

２、全国各地で在宅療養の感染者が急変し死亡する事例が相次いでいる。本県でも在宅療養者が480人を超え、入院者を大きく上回る状況が継続し、県民の不安が増大している。県は、県民の命を守るため、入院を原則としてきたこれまでの方針を堅持し、全ての感染者の自宅療養を解消すること。そのため、コロナ対応の入院ベッド数の増加を図るとともに、通常医療への負荷を軽減するため、入院待機ステーションに留めず、特措法31条に基づき大規模な臨時の医療施設を設置すること。

３、当面在宅療養を余儀なくされている感染者の日常的な状態把握を行う医療体制を強化するとともに、食糧確保が困難な人に漏れなく支援が届くようきめ細かな見守り体制を整備すること。

４、家庭内感染を防止するため家族を隔離する措置として、県が運用開始したホテル等の利用が殆ど知られていないとの声が寄せられていることから、制度の周知を図ること。

５、コロナ感染者で回復後もリハビリ等医療が必要な事例を受け入れる後方支援病院が、安心して受け入れられるよう退院時のコロナ検査を徹底すること。

６、これまで感染者を受け入れてこなかった医療機関にも県は受け入れ要請を行っており、全ての医療機関の負担が増大している。減収補填を含め医療機関への財政的な支援を強化すること。

**（３）希望する県民が安心してワクチン接種が受けられる体制を**

１、国に確実なワクチン確保と地方へのワクチン供給量の情報提供を求めること。

２、コロナワクチン接種により発症や重症化を抑制する効果が明らかにされており、ワクチン接種の促進が求められている。一方では副反応への不安が大きいため接種をためらう県民も少なくない。個人の判断を尊重し、未接種者が差別されることのないよう周知徹底を図りつつ、適切な情報提供によりワクチン接種の促進を図ること。

３、教職員や介護施設職員、学童クラブ支援員などエッセンシャルワーカーの未接種者が、早期に優先接種を受けられるよう市町村を支援すること。

４、ワクチン接種による副反応で仕事を休まざるを得ない事例が少なくないことから、有給の特別休暇を保障するよう事業者に要請すること。

５、３回目のワクチン接種の検討を始めた自治体も出ているが、希望する県民の２回の接種完了を最優先にワクチン供給を行うこと。

**（４）苦境にあえぐ中小零細事業者への支援強化を**

１、コロナ禍による経済活動の停滞、自粛要請による営業時間短縮などの長期化で、中小零細事業者は事業継続自体が困難となっている。昨年は持続化給付金で何とか持ちこたえた事業者が、今年に入り廃業を余儀なくされるなどの事例が相次いでいる。

持続化給付金の再給付をはじめ雇用と経営を守る各種支援策を強く国に求めること

２、自粛要請に基づく県の協力金、一時金の申請の簡素化を図るとともに、支援金を増額すること。

３、一時金は支給対象を幅広く捉え、売り上げが減少した全ての事業者を対象にすること。

４、医療、介護、障がい者、児童福祉施設等では衛生資材等のかかりまし費用が増大し経営を圧迫していることから、感染防止の追加補助を行うこと。

**（５）子どもたちの感染拡大を踏まえた学校の対応について**

１、地域の感染状況に応じ、登校見合わせ、分散登校、オンライン授業などを個別対応も含め柔軟に組み合わせて感染拡大を防止すること。自宅でのオンライン対応が難しい世帯は学校で授業を受けられる対応をとること。少なくない保護者が子どもの感染対策として登校見合わせを検討していることから、欠席扱いしない対象を幅広く認めること。

２、教室でのエアロゾル感染防止のため、換気とともに不織布マスクの活用が推奨されていることから、学校で不織布マスクを無償で提供すること。

３、学習指導要領を弾力化し、災害時対応として限られた時間で学習内容を精選し学習の核の部分をじっくり学べるようにし、必要な行事も行えるようにすること。

４、コロナについて子どもたちが感染の仕組みを学習し、受け身でなく納得して行動できるようにすること。

５、高校でもオンライン授業が行えるようタブレット端末を全ての高校生に無償配布するとともに、機器の使用方法を指導できる専門員を各学校に配置すること。

**三、障がい者支援・介護支援について**

**（１）障がい者支援について**

１、コロナ禍の下、障がい者は命をおびやかされるような厳しい状況が続いていることから、「改正障がい者差別解消法」や県の「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい福島県づくり条例」にのっとって支援強化をすること。

２、医師不足解消を推進する事については、難病患者等の専門医の確保にいっそう力を入れること。

３、障がい者の仕事確保のための優先調達法では、各市町村で格差が広がっていることから、市町村に活用を呼びかけ、県独自でもいっそう努力すること。

４、障がいのある人や介護している家族がコロナ感染した場合、安心して介護や医療が受けられるようにショートステイと医療を共有できるような施設を県内各所につくること。

５、知事会見を聴覚障がい者がリアルタイムで見られるよう、同時手話通訳者を配置すること。

６、新しくできた伝承館など、公共施設・観光施設の動画に手話を付与すること、また、手話通訳者を配置すること。

７、聴覚障がい者が県立高校の手話授業を行っているが、現在聴覚障がい者１人分の派遣費しか保障されていないことから、健常者を含めた２人１組の経費を保障すること。

８、福島県難病相談支援センターへの人的、予算的充実をはかること。

９、県内の市町村地域福祉計画策定状況は、全国46位にとどまり、策定率は54.2％と全国平均を著しく下回っている。計画策定が進むよう市町村を支援すること。

**（２）介護について**

１、介護職員の処遇改善については、利用者負担にならないよう介護報酬とは別枠の仕組みをつくり、経験年数にかかわらず抜本的な賃金引上げを国に求めること。

２、特養ホームの待機者が7,000人を上回っている状況の解消に努めること。

３、低所得の介護施設入所者への補足給付の預貯金要件が今年８月から厳しくなり、入所者の負担が増大し生活を脅かしている。制度の改悪ではなく、預貯金要件を撤廃すること。

４、本県の2025年の介護職員充足率が全国で最下位になると見込まれていることから、県はあらゆる対策を講じて改善すること。

**四、汚染水の海洋放出を許さず、原発ゼロの実現と避難者支援を**

**（１）汚染水の海洋放出の中止と安全な廃炉の実現**

１、漁業関係者や多くの県民が反対する原発汚染水の海洋放出方針は撤回するよう国に求めること。

２、汚染水を１キロメートルに及ぶトンネルで沖合に放出する今回の計画は、県民の納得を得られるものではなく、計画の中止を国、東京電力に求めること。

３、県は、汚染水の海洋放出を前提とした国・東京電力のあらゆる動きに対し、反対の立場を明確にすること。

４、増え続ける汚染水解決のために、抜本的な地下水の抑制対策を講じるよう国、東京電力に求めること。

５、原発事故から10年が経過し、原発施設の経年劣化も進んでいることから、地震などで原子炉建屋や原子炉格納容器など施設の総点検とその結果公表を求めること。

６、原発事故原因究明を国、東京電力に求め、県独自の検証委員会を設置すること。

７、国のエネルギー基本計画は依然として原子力に20～22％も依存するとしているが、温室効果ガス実質ゼロ宣言を口実にした原発推進は許されず、福島原発事故の教訓を踏まえ国に「原発ゼロ」の実現を求めること。

**（２）避難者支援と人間の復興を**

１、７月の浪江・津島原発訴訟の地裁判決は、国・東京電力の原発事故責任を断罪した。県は、国・東京電力が原発事故の加害者としての責任を果たすようあらゆる場面で対応を求めること。県自身もその立場を基本に据えること。

２、東京電力の賠償打ち切りをやめさせ、国に実態を踏まえ賠償指針の見直しを求めること。県の原子力損害対策協議会全体会議を開催すること。

３、特定復興再生拠点以外の帰還困難区域の除染は、希望者に限定せずすべての住宅で実施すること。それにより被災者生活再建支援法の適用を促進すること。

４、原発事故被害者の人権に関する国連人権理事会の勧告と調査の受け入れを認め、長期化する避難生活で精神的にも経済的にも限界にある避難者の生活実態を国として調査し、必要な対策をとるよう求めること。

５、避難者数は、被災市町村が把握する避難者数を基本とすること。

６、国家公務員宿舎に入居している避難指示区域外の避難者に対する家賃２倍請求や立ち退きを求めることは、原発事故の特異性を考慮せず、居住権や基本的人権にかかわる問題であり、今議会に提出予定の明け渡しを求める調停は行わないこと。

**五、気候変動の危機打開に本気の取り組みを**

**（１）気候変動対策について**

１、ＩＰＣＣ第６次評価第一作業部会報告は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はない」と断定している。県の総合計画や再エネビジョン、地球温暖化対策などの策定に当たっては、このまま石炭など化石燃料を使用すれば、地球環境を破壊しかねないとの認識で取り組むこと。

２、国の第６次エネルギー基本計画は、依然として、原発、化石燃料に依存するものとなっており、抜本的な見直しを国に求めること。

３、エネルギー消費量を減らす省エネを進めるうえで、遅れている日本の省エネ対策の推進を国に求めるとともに県の取組も強めること。

４、石炭など化石燃料の使用中止を産業界に求めるとともに、15％のＣＯ2排出抑制にしかならない石炭ガス化複合発電ＩＧＣＣの稼働中止を求めること。

５、三大明神風力発電事業は、生活用水の確保や土砂災害の危険性を無視したものであり建設中止を求めること。森林法による林道の保安林解除は、「森林施業や管理用道路の場合は、作業許可のみで設置可能」とし、作業用道路の保安林解除はしなくても工事が可能としている。災害が多発している今日、実態に即して見直すよう国に求めること。

６、熱海市の大規模土石流災害が発生した土地の所有者が、相馬市玉野地区でも大規模ソーラー発電計画地の所有者であるとともに事実上の事業者となっている。伊豆山の被害について、静岡県警は遺族の刑事告発を受け捜査を開始したと報じられている。法律違反を引き起こした疑いがある事業者による本県での新たな事業展開に対しては、県は林地開発許可の取り消しを含め事業を認めない対応を行うこと。

７、伊達市梁川町に建設が計画されている「廃プラスチック発電所」は、住民から環境悪化の懸念が出されており、住民合意がないことから国に建設を認めないよう求めること。

８、県の再エネビジョンの見直しにあたっては、環境を守り、地域循環型、住民参加型に転換することを前提とし、そのための環境を守る条例を制定すること。

９、国の新エネ社会構想の見直しでは、福島県を水素、アンモニアなどの新エネルギーの実験場にしようとしている。エネルギー開発に当たっては、技術的に未確立の新エネルギー推進ではなく、住民参加による再エネ推進を柱に据えること。

10、民間住宅への太陽光発電設備に対する補助金を増額し、家庭用蓄電設備、省エネ住宅建設への県の助成を拡充すること。

**（２）異常気象による大規模災害対策について**

１、２月の福島県沖地震被災者への住宅応急修理や被災者生活再建支援法の周知徹底をするよう市町村を支援すること。また、被災者生活再建支援法の支援金限度額を500 万円以上に引き上げるよう国に求めるとともに、半壊まで支援できるよう対象を拡大するよう求めること。県独自の支援制度を創設すること。

２、2019年東日本台風の被災者の借り上げ住宅の供与期間を県は原則２年で終了するとしているが、県のアンケートによれば、未回答を含めいまだに約２割の被災者の転居先が決まっていないことから供与期間を延長すること。

３、河川の災害復旧工事など県発注工事で発生する建設残土について、地域住民の理解を得ながら県の責任で捨て場を確保すること。豪雨による２次災害を引き起こさないよう管理を徹底すること。

４、県管理河川について、河川ごとに住民参加の流域治水協議会をつくり、住民合意で進めること。

５、日常的な河川管理を行うため十分な維持管理費を確保すること。

６、宅地の土砂災害被災者への支援策を県として整備すること。

**六、困難が続く農林水産業、商工業、観光業への支援を**

**（１）度重なる災害等に苦しむ農林水産業への支援を**

１、日本の食料自給率は目標50％に対し、昨年は37％となり過去最低の危機的状況となっている。食料安定確保の観点から、国に食料自給率の向上を求めるとともに、県としても目標を持ち取り組みを進めること。

２、コロナ禍による余剰米の増加で米価暴落は必至となっている。米農家がこれ以上再生産困難とならないよう、米価下落対策を国に求めるとともに県としても実施すること。

３、余剰米は、学校給食での活用や学生などコロナによる困窮者に配布し積極的に活用すること。ミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。

４、新規就農者の確保・定着のため、農業技術だけでなく住まい確保や地域とのつながりづくりを支援する地域コーディネーターを各市町村に配置できるよう支援すること。

５、国の「農業次世代人材投資資金」の研修受け入れ団体を拡大すること。親元就農も支援対象に含めること。

６、今後の自然災害に備え、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。

７、収入保険、果樹共済の掛け金の農家負担を軽減するため県として支援すること。

８、「林業アカデミーふくしま」修了後の就職先の確保や処遇改善など、本県の新たな林業の担い手を育成するため体系的・長期的な支援を県として行うこと。

９、これまでの試験操業で地道に積み上げてきた努力を台無しにする汚染水の海洋放出には、漁業関係者は断固反対の立場であることから、陸上保管の継続を求めること。

10、放射能の検査体制強化などへの引き続きの支援、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去を継続して行うこと。

**（２）地域経済を支える商工業、観光業への支援を**

１、産業競争力強化法は大企業のリストラ・事業再編を減税で促進し、地域経済の主役である小規模事業者の淘汰をもたらすことから国に廃止を求めること。

２、県商業まちづくり推進条例の基本方針とも相いれない、伊達市堂ノ内地区へのイオン誘致は認めないこと。

３、観光業は長引くコロナ禍の影響で自力では回復困難となる事業者も出ており、追加融資の申し込みが断られるなど非常に苦しい状況にある。観光業に対し、キャンセル料補填や公共料金、光熱費等への補助、固定資産税の減免、売上に見合った補償など直接支援を行うこと。

**七、子ども・女性・若者・生活困窮者への支援を**

**（１）子ども・教育分野について**

１、学校給食費の無償化・補助実施が県内42市町村に広がっている。学校給食費の無償化を県として行うこと。

２、県立高校の統廃合・特色化という名の序列化について、各地から異論が噴出していることから、前期・後期計画ともに凍結・中止すること。

３、国が示した特別支援学校の設置基準について、山形県では６人、山梨県では７人など他県は独自の基準を設けている。本県でも、児童生徒のニーズに応えられるよう、１学級５人程度など独自の基準を設けること。

４、全国的に、小中高での行き過ぎた人権侵害につながる校則が問題となっていることから、県として実態調査を行い、児童生徒の人権が保障される校則へと見直すよう現場に求めること。

５、教職員は、コロナ感染拡大防止やＩＣＴ化への対応など業務が増大し、多忙化解消には至っていないことから、国に標準法の見直しを求めるとともに、県としても業務量を削減し正規の教職員を増やすこと。

６、特別教室や災害時の避難所となる体育館など、学校のすべてにクーラーを設置し、保護者負担をなくすこと。

７、放課後児童クラブはコロナ以前から密状態となっており、学校の空き教室の利用促進や施設整備を進めること。

８、全国学力調査の中止を国に求め、県の学力調査も中止すること。

**（２）女性・若者支援、ジェンダー平等について**

１、昨年、過去最多となったＤＶ被害、児童虐待について県としても必要な対策と支援を強化すること。

２、コロナ禍で浮き彫りになった男女格差を是正し、ジェンダー平等実現の観点から、生理用品の学校トイレへの設置や児童生徒への無償配布を実施すること。

３、長引くコロナ禍の影響で県内学生の生活が困窮している。学生支援緊急給付金の再給付を国に求めるとともに県としても支援すること。

４、高い学費で学生が退学せざるを得ない状況に追い込まれている。学費半額を国に求め、県立大学についても半額にすること。給付型奨学金制度を県として創設すること。

５、人権に配慮し、同性カップルの権利保障を進めるパートナーシップ条例やＬＧＢＴなど性の多様性を認めあう社会を実現するための条例を制定すること。福島大学では、ＬＧＢＴなどの理解促進や差別防止、当事者の権利保障などのガイドラインが策定されたが、県としても策定し小中高校や企業などで理解を深めるよう取り組むこと。

６、選択的夫婦別姓制度の実現を国に求めること。

７、ジェンダー平等を推進するため、幼児期からの性教育を系統的に取り組むこと。リプロダクティブ・ヘルス・ライツの推進のため、母体保護や産まない権利も保障する施策に取り組むこと。

８、パワハラなどあらゆるハラスメントを社会から一掃するため、あらゆる機会を通じて、防止法の趣旨の徹底を図ること。

**（３）生活困窮者への支援について**

１、生活福祉資金の特例貸付について国は11月末まで延長することとしたが、国に対しコロナが収束するまで延長することや、必要とする人が受けられるよう要件緩和を求めること。

２、今般の夏の暑さは危機的だが、生活保護世帯ではエアコン未設置の世帯が依然としてあることから、生活福祉資金を使って実質無償でエアコン取り付けが可能であることを周知徹底すること。

３、相馬市では住民税非課税の高齢者世帯に対しエアコン購入費用を助成している。県としても生活困窮世帯へのエアコン設置補助を行うこと。

以上